

文献資料に見る「風流」^{ふりゆう}の成立と変遷

森田 恭二

〈目次〉

- 一、研究史をふりかえって
- 二、「風流」の成立と変遷
- 三、室町後期風流の特色
 - 、京都の風流
 - 、和泉の風流
 - 、南都の風流
- 四、結び

一、研究史をふりかえって

芸能史上の「風流」^{ふうりゅう}については、これまで数多くの方が注目されて来た。

一九六〇年刊林屋辰三郎氏著『中世芸能史の研究』⁽¹⁾は、次のように述べている。

風流とは、……平安時代より神社の祭礼に当たって華麗な行粧や仮装をもつて行列に加わり、拍子物などを伴ったものであつて、それは田楽と並んで重要な意味を示したが、特には田楽を修飾するような内容であつた。

語源について、一九七四年刊の松田修氏著『日本芸能史論考』⁽²⁾は、

中国将来のこの言葉（中国においてもすでに多義的であつた）は、日本の土壤に移植されて、さらに多義複雑に機能するようになった。ここでその一端をうちかすめれば、ミヤビからタハル・オモシロシ等に転義し、重層しつつあるいは衣服の善美をいい（『御堂関白記』長和二年七月八日）、馬・車等への裝飾へ賛美でもあり（『明衡往来』）、さらには趣向をこらした細工物一般、あるいは趣向をこらす行為自体を風流と称したのである。

と、まとめている。

両氏の見解をまとめると次のようになる。

林屋辰三郎氏の指摘は、風流は、平安時代の寺社の祭礼の中に生まれ、華麗な行粧や仮装をし、拍子物などを伴う行為であり、田楽とも関係が深かったとする。さらにその意味は、松田修氏の指摘するように、装飾への賛美の言葉であったものが、行為自体を指すようになったという。

このような「風流」が、いつ頃どのように成立し、いかに発展するのかを、文献資料にもとづいて考慮して行きたい。

二、「風流」の成立と変遷

「風流」に関する文献資料は、まず、十一世紀末から十二世紀初頭にかけて、集中的に現われる。

それは、「永長の大田楽」と称せられる田楽の隆盛や「金銀錦繡の風流」と称せられる祭礼の行列の中に見出される。

たとえば、「中右記」の次のような記事がある。

○「中右記」永長元年（一〇九六）六月十四日条

巳時許参内、終日 候、今日祇園御霊会間禁中無人、仍終日候御前也、

後聞、院召仕男共四百人許供奉、又院藏人町童七十余人、内

藏人町童部三十余人、田楽五十村許、近代第一見物也、

○「中右記」永長元年七月十二日条

今日雲客依仰作田楽欲備天覧、人々議定云、田楽之中田主尤可候也、（中略）

先於直廬調田楽装束、装束等從院所進也 明月之前人々調装束参御前、

紅汗取御銀薄文、指貫、冠上以冠爲蓋爲笠、指山、白尾、若衣、此外風流錦繡作花、政後履或赤鞋、開用車、 先於中殿南庭御覽、從南庭渡西一廻、於北陣方又御覽、人々入魔奏妙曲、右兵衛督雅俊

為御使相具田楽被参院、六条殿路 於北中門之内御覽、上皇甚御感、就中藏人少納言成宗田主之體、不可思議神妙也、

天覧の大田楽となった永長元年七月十二日には、人々の田楽装束

は、「紅汗取銀薄の文を押し、指貫、冠上冠笥の蓋を以つて笠と為し、山鳥の尾を指し、若き人々此外風流錦繡花を作る」（「中右記」と記されている）。

笠を持ち、山鳥の尾羽を指し、風流錦繡に身を飾った田楽衆の衣裳を見ることができるといえるもので、単に田楽を演奏するだけでなく、その風流を凝らした錦繡の衣裳に特色がある。

○「中右記」大治二年（一一二七）四月十四日条

天晴、賀茂祭也、（中略）女房従者雑仕六十人計、金銀錦繡風流

御前也、

過差、美麗風不可記尽、

賀茂祭においても、女房従者雑士六十人ばかりが、金銀錦繡の衣裳をまとい、風流がすぎたる状態で、はでであであやかであつたとある。

○「中右記」大治二年（一一二七）五月十四日条

早旦三院御幸鳥羽、有田種興云々、晩頭還御云々、或人示送云、三院御幸鳥羽殿、出車五両、殿下、内府、藤大納言、民部卿、侍従中納言、左衛門督、左兵衛督、左宰相中将、皇后宮権大夫、大式、左京大夫、右兵衛督、辰一刻着御鳥羽北殿、人々退下、殿下令還給、内府又退出、頃而人々参上、或布衣直衣、殿上人皆布衣、三院寄御車御覽、公卿殿上人候馬場北、女院女房乗舟見物、有打出儀有田植興、種女廿二人、其装束金銀錦繡、皆有風流、天下過差不可記尽、殿上受有牛二頭、又有田楽、事了未時還御、之次、御覽右衛門権佐頭能八条亭、其家如仙洞、飛泉浮舟、從東洞院還御三条御所云々、

この記事については、井上満郎氏「やすらい花の芸能」³⁾『日本芸能史』(第二卷)に、次の一節がある。

大治二年に行なわれた田楽は、「種女」二十二人を動員して演じられた田植のしぐさであると思われる「田植の興」にともなう

ものとしてのそれであつた。鳥羽殿において白河法皇が催した盛大なこの行事は「装束の金銀錦繡、皆な風流あり、天下の過差、記し尽すべからず」といわれるほどのものであつた。

大治二年（一一二七）五月十四日に、鳥羽離宮で行なわれた田植^{たうえ}の興では、田種女二十二人が、金銀錦繡の衣裳を身につけ、その風流は天下の過差であつたと記されている。

上皇以下が牛車を寄せ、公卿殿上人が居並び、女院女房衆が船上にて見物したこの「田植」は、田植えを囃し立てる田楽が催され、田植えの神事と田楽の芸能を盛り込んだものであつた。院政期の田楽等芸能の興隆の中に「風流」という美意識が隆盛して行つたと考えられる。

○「長秋記」大治四年（一一二九）五月十日条

於八条殿有種田事、(中略)
午斜種田事始、此間忠能朝臣来、告参上可見物之由、仍内府以下参上、依無所使宜不進御前、於泉舍北緑見物、種女廿人着赤水干、紺帷、黄生絹裳、檜笠、向御前雙立種之、其後有田楽者、着白張布、狩衣袴、浅黄目結帷、懸鼓攪左々良吹笛、振指之類雙立唱歌、又相投苗輩、又散楽弘延着大烏帽、立田畝行事、持破唐笠之者一人相従、又田楽法師等十余人着当色、進出御前、一廻了、

大治四年（一一二九）五月、八条殿で行なわれた田植えの芸能について、この「長秋記」が詳しい記述を残している。

田植え女二十人が、赤水干・紺の帷・黄生絹の裳・檜笠を着し、田植えの後、田楽が催され、散楽弘延が田主を演じたとある。

ここには「風流」という語句は見えないが、このような行事が「風流」という美意識⁽⁴⁾によって行なわれたと考えられる。

植木行宣氏は、「田楽の村」⁽⁴⁾（『日本芸能史』第二巻）で大治四年の種田行事を次のように分析している。

第一段は田植を囃すという民俗行事に根ざした大規模な田植をみせる部分、実際の作業に要した諸役が出揃ったたであろうが、風流を競う早乙女とそれを囃す田楽衆が興趣を集めるところである。第二段はいわゆる田主にかかわる部分で、田植行事のいま一つの中心をなすところである。

（中略）

しかしまた、田主に散楽者を用いたように、芸能的要素が拡大し全体として見世物的にとのえられてきたことも事実であった。第三段は田楽法師に関する初見史料であるが、そこには職業田楽者による田楽が余興的に行なわれたことが告げられるのである。

田植え女の衣裳・田楽・散楽を伴う田植え行事そのものが、「風流

という美意識」に基づいて行なわれていたのであろう。

○「中右記」康和四年（一一〇二）六月十四日条

祇園御霊会見物者帰来談云、今年初有舞人十人者、

「中右記」によると、祇園御霊会において、舞が行なわれたのは、康和四年（一一〇二）のことで、永長の大田楽の永長元年（一一〇九）の六年後のことである。永長の大田楽の影響があったのであろうか。この舞は雅楽の舞に近いものであったのだらうと推定する。

○「中右記」大治二年六月十四日条

或晴或陰、時々小雨、祇園御霊会、四方殿上人、馬長、童、巫女、種女、田楽各数百人、此外祇園所司僧隨身数十人兵供奉、舞人十人、使乗唐鞍、凡天下過差不可勝計、金銀錦繡風流美麗不可記尽、両院於按察中納言三条室町棧敷御見物云々、毎月臨時過差不能記尽歟、

祇園御霊会は、大治二年（一一二七）には、大規模な祭礼に発展する。

「中右記」によると、祇園御霊会には、「四方殿上人・馬長・童・巫女・種女・田楽各数百人、此の外祇園所司僧隨身数十人兵供奉、舞人十人」が行列し、「凡そ天下の過差勝て計うべからず、金銀錦繡

風流美麗記し尽すべからず」というものであった。

祇園祭礼の中に、永長の大田楽以来の田楽芸能が風化したとも言えよう。田楽衆を含む数百人の行列や舞人十人の芸能が見られる。

この頃の「風流」について井上満郎氏は、次のように指摘する。

『中右記』永長元年七月十二日条の「風流錦繡作花」とか、同大

治二年四月十四日条の「其装束金銀錦繡、皆有風流」、同大治二年六月十四日条の「金銀錦繡、風流美麗不可記尽」の表現は、いずれもふつうの服装とは著しく異なる華麗なものを指し、それは金銀錦繡と結びついて、度をこして華美な装飾を施した衣裳を風流と呼んでいる（井上満郎氏「やすらい花の芸能」⁽⁵⁾）。

以上のように、永長元年（一〇九六）頃から永長の大田楽と称される田楽の発展があり、その田楽の発展とともに、「金銀錦繡の風流」と称される装束の華麗さが競われたのである。

白河上皇の離宮では、田楽と並んで「田種たうえの興」が催され、その装束も「金銀錦繡の風流」と称されている。

「風流」の成立は、このように十一世紀末～十二世紀初頭の院政期の芸能発展と期を一にしていたと考えられる。

○「長秋記」天承元年（一一三一）四月十九日条

賀茂祭也、（中略）大納言以下参賀茂、可勤斎院前駈者、人々称

難堪之由、及未刻出御、両院別車前駈混合、院御所副装束、蘇芳縫丸文、女院、二藍縫同文、御車飾金銀、女房車五両、下仕車一両、出菖蒲生衣、紅打衣、款冬表衣、二藍唐衣裳腰、件両物付金文、侍臣献車皆有風流、（中略）
近衛使風流皆是鴛鴦也、

天承元年四月十九日の賀茂祭では、「侍臣の献じた牛車に風流があり」、「近衛使は鴛鴦の風流なした。」とある。牛車を金銀や衣裳で飾り、鴛鴦の造り物を身につけ行列をなした。近衛使は近衛府に属した官人である。

これによって、十二世紀初頭頃から、風流と呼ばれた造り物が登場したことがわかる。

井上満郎氏は、この記事が「構築物としての鴛鴦を風流と呼んでいる事例である（「やすらい花の芸能」⁽⁶⁾）とする。

十二世紀初頭京都で成立した「風流」は、摂関家の別業や平等院のあった宇治へ伝播する。

宇治の祭礼宇治離宮祭とは、宇治上神社の祭礼であり、藤原氏一門の別業拠点であった宇治における最大の祭であった。

この頃の宇治離宮祭は、藤原氏一門あげて行なわれ、平等院やその鎮守原神社、それに宇治郷・横島郷の地元民衆も参加している。

「中右記」の長承二年（一一三三）・長承三年の記事によって、こ

の祭礼を見てみよう。

○「中右記」長承二年（一一三三）五月八日条

今日宇治鎮守明神離宮祭也、宇治辺下人祭之、未時許行向平等院透廊見物、巫女馬長一物、田楽散楽如法、雑芸一々、遊客不可勝計、見物下人数千人、着河北岸小船数千艘、如並瓦、田楽法師原其興無極、笛無定曲、任口吹、鼓無定声、任手打、鼓笛喧嘩、人驚耳目、神輿之所致如在礼、

○「中右記」長承三年（一一三四）五月八日条

今日離宮祭也、其路從今年過小川殿門前、仍於侍所棧敷見物、左右競馬十番、宇治並真木島住人等為騎乘、同童部、其装束、十番使之作法者二人、前馬者手振、雜色如常也神輿三所致如在之礼、巫女卅余人、村布衣騎馬者数十人、或带弓箭之者、各々面々不可勝計、田楽之類鼓笛喧嘩、巫女之輩衣裳飛揚、見物男女夾道無隙、未時計渡了、於本社有競馬、供神膳云々、

「中右記」は、平安中期の宇治離宮祭の様子を如実に伝えている。行列が出たらしく、巫女・馬長・一物などが行進した。

「田楽・散楽法の如し」とは、田楽と散楽（猿楽）が演能されたことを示している。この散楽を演能した人々こそが、宇治猿楽座の起源と考えられる。見物の下人は数千人を数え、宇治川北岸には数千

艘の小船が集まったという。田楽法師の演じる田楽は、定曲はなく口に任せて笛を吹き、手に任せて鼓を打つというものであった。

「兵範記」は、次のように記している。

○「兵範記」仁平三年（一一五三）四月十五日条

十五日、入道殿仰伸行御教書、自宇治殿到来、云、来月八日、離宮祭料田楽装束一具美麗可調進者、進請文了、去八日、離宮御輿以後、平等院三綱所司以下品品下部、殿中上下、宇治侍宿直雑色主殿、皆可供奉、田楽、為本散楽、可為先風流之由、殊被仰下、近日其様々輩、村々競営、每日出立、先參御輿旅所、以參入道殿御所、終日御覽、其外宇治白川等座座法師原、各賜装束、彼八日可被供奉、其装束六十余具、兼日被宛召人云々、

宇治離宮祭に盛大な田楽が催されたことがわかる。離宮御輿以後、平等院三綱所司以下品品下部・殿中上下・宇治侍宿直雑色主殿の皆が行列に供奉し、「田楽は散楽を本として、風流を先となすべきこと」が、藤原忠実より命ぜられたという。それにより、近日その様々の輩や村々が田楽競営のための出立し、御輿の旅所や、忠実の御所に参上したという。その外「宇治白川等の座々法師原」が装束を賜わって、田楽を供奉したという。

この宇治離宮祭の田楽は、「風流田楽」とも称すべきもので、これ以降の田楽に大きな影響を残した。

宇治離宮祭が京都の田楽や風流の影響を受けた様に、京都内外の寺社の祭礼にも田楽や金銀錦繡の風流がとり入れられて行つた。

○「百鍊抄」久寿元年（一一五四）四月条には、

近日京中兒女備風流調鼓笛、參紫野社、世号之夜須礼、有勅禁止、

とあつて、紫野今宮社の「やすらい」が風流を備えたものであつたと記される。

○「百鍊抄」平治元年（一一五九）九月二日条では

橘逸勢社祭、上皇有御結構、飾以金銀錦繡、天下之壯觀也、捧持面形、為風流、人以傾之、

とあり、橘逸勢祭にも、金銀錦繡の風流が催されている。

十四世紀ごろより南都において延年が急速に發展する。

本来、延年は貴族社会において除過延年を祈るものであつたが、南都の諸寺や三井寺（園城寺）などにおいて、寺院の法会の芸能として發展して行つた。延年において、猿楽衆が行なう芸能が「延年風流」と呼ばれている。

十四世紀の南都の大社寺において、延年が繼承發展するとともに、「延年風流」と呼ばれる芸能が生まれて行つた。

○「嘉元記」（改定史籍集覽第二十四）

德治三年^{中戊}八月廿二日、別当実懸^{西園院大納言法印}御拜堂^{在之}、同夜^{戊初}、參賀之、次於聖靈院之前延年在之、若音兒^{二人}、猿楽衆^{五人}、同廿三日、於别当坊之前、後朝ノモチナシ在之、先延年、次田楽、次風流、田楽衆^{式以下}、風流衆^{猿楽衆五人、若音兒七人}其奉兒^{若音兒七人、皆音兒者}

德治三年（一二三〇）八月、法隆寺聖靈院前で行なわれた延年は、風流衆として、猿楽衆五人と若音兒二人が演じている。

○「嘉元記」（改定史籍集覽第二十四）

正和五年（中略）九月廿九日、為雨悦、聖靈院延年在之、池二飯屋打、若音^{二人}、東飯屋猿楽衆、定尊・長盛^{開口}・有玄・堯玄・尊祐風流^{在之}、西飯屋猿楽衆、忍盛・善恵・繁尊^{開口}、定弁風流在之、共奉五人出立所、宝光院^{二種者、茲御毛立}、維那師ノ沙汰、管絃者皆寄之、衣帶一宛、若音兒二人用合而三貫文宛、鼓打二人五百文宛、舞師六百文、現クラへ^{五番}常家之沙汰、

神田より子氏「延年」（『講座日本の演劇』⁷）に、次のようにある。

延年は、東大寺・興福寺・法隆寺などの寺で、維摩会^{ゆいまえ}・講経会^{こうきょうえ}などの法会后の余興として、衆徒や僧侶や稚児の行つた芸能の総称で、平安中期頃から鎌倉時代に盛んに行われた。芸能の内

容は風流・連事・開口・当弁・俱舍舞・白拍子・若音などがあ
る。(中略)

延年という風流が重要な位置を占める。風流というのは衣装
を凝らし贅を尽した装飾や作りもの、そのような華麗な行粧を
伴う練りものや群衆の行動を指すもので、現在各地で行われて
いる延年でも華麗な作りものを身につけたり、芸能の場に飾つ
たりしているところは多い。

三、室町後期風流の特色

室町後期風流の最大の特色は、「風流造り物」をはやし立てる行為
が発展し、「風流踊」の大隆盛を見るところである。

さらに京都や南都に伝存された「風流」が、近畿一帯へ地域的拡
大を見せることである。

その場合においても、京都には京都の、南都には南都の地域的特
色を持つ「風流」が形成されて行ったことが指摘できる。

(一) 京都の風流

平安・鎌倉期の「風流」は、京都内外で醸製されながら地方に伝
播して行った。

京都中心部では、祇園会を筆頭に、御霊社や御香宮・稻荷社・紫

野今宮社などで「風流」が受け継がれて行ったことが、史料によつ
て裏付けられる。

南北朝・室町期に入ると、京都では、「風流造り物」や「風流踊」
が隆盛する。

十四世紀京都における祇園祭礼の発展について、次の「師守記」
の記事が物語っている。

祇園祭の大きな変化は、貞治年間(二三六二〜二三六八)に見ら
れる。

植木行宣氏『山・鉾・屋台の祭り―風流の開花』(白水社、二〇〇
一年)では、山鉾は鎌倉末期に登場し、南北朝期に形態を調べてい
ったとする。曲舞を演じる曲舞車や笠鷹鉾など「下京」以外から出
るものもあったが、山鉾の中心は、神事はなくとも祭礼は行うとす
る「下京辺」の都市民であったと指摘する。

○「師守記」貞治三年(二三六四)六月七日条

今日祇園御輿迎如例、鉾以下冷然久世舞車有之云々、作山風流
等無之、定鉾許也、

○「師守記」貞治四年六月七日条

今日祇園御輿迎如例、鉾以下冷然久世舞車無之、作山風流等同
無之、定鉾許也、

同六月十四日条

今日祇園御霊会如例、作山一両有之云々、今年筥鷺鉾無之久々、

○「師守記」貞治六年（二三六七）六月七日条

今日祇園御輿迎如例、鉾冷然、作山以下無之、久世舞車同無之

久々、

同六月十四日条

今日祇園会如例、作山三有之云々、又久世舞車一両有之、凡冷然也、

この時期の祇園社祭礼で注目すべきことは、「久世舞車」の登場である。おそらく車の上で久世(曲)舞が行なわれるものであったろう。

「作山風流等」と記された内容は、山として造り物がねり出し、次第に「作山一両」から「作山三これ有り」とその数が増加したことがしのばれる。

「鉾・作山以下風流」と呼ばれる「風流造り物」が祇園祭礼の定形となつて行つた。

十五世紀京都における「造り物風流」と「風流拍子物」の隆盛は、「看聞日記」に見ることができる。

○「看聞日記」応永二十三年（一四一六）正月七日条

白馬節会、内弁花山院大納言也、抑今夜地下^神風流之松拍參、

○「看聞日記」応永二十三年正月十五日条

地下村々松拍參、先山村^{本守之六種}種々風流模舞楽、參向之儀有其興、則焼三球杖如例、

○「看聞日記」応永二十三年八月九日条

聞、今日桂地藏へ風流拍物參、室町殿弄武衛^助中間等寄合、田植之風情ヲ作、金爛曇子等裁着、結構驚目云々、又自或方山臥峯人之躰ヲ模シテ負以下道具共唐物作之、希代見物云々、此間洛中洛外經營此事也、先年北山地蔵送如拍物云々、追日地藏利生掲焉、殊病人ニ施利生云々、

○「看聞日記」応永二十三年八月七日条

桂地藏へ当所地下人等拍物參、早且御所ニ先參、雖無指風流出立美麗也、警固隨兵卅余人、色々鎧腹卷金銀作太刀刀帶之練歩、次御幣持法師、次棒振鬼面ヲ着ス、次拍手卅余人、色々風流之小笠各持之、又風流大笠一本各金爛曇子印金等着之、雑々兵士等二百余人、見物雑人群集、日暮時分下向、又御所ニ參賜撞、雨下之間忿退出、

○「看聞日記」応永二十三年九月九日条

節供祝着如例、御香宮祭礼、風流筥拍物等參、於殿上被御覽、風流筥不入門内、仍數ヲ切開被入之、

○「看聞日記」応永二十四年（一四一七）九月八日条

御香宮祭礼結構云々、御所門狭小、風流笠不入門内之間、田向宿所阿婆為神幸路之間、見物可行之由三位二令申、不可有子細、棧敷可用意云々、

○「看聞日記」応永二十五年（一四一八）正月十五日条

晩頭地下松拍參、先石井種々風流、次山村木守風流拍結構也、則焼三球杖、菓子賜之、次舟津風流鶴龜舞種々異形逸興也、各々賜捶、見物人々群集、当年殊結構也、

○「看聞日記」応永二十六年（一四一九）七月条

十四日、孟蘭盆之儀如例、石井新堂念仏拍物如例、田向青侍共山臥ノ負ヲ作、異形風流作之、石井二行、舟津山村等風流指物同石井二行、念仏申拍之、密々令見物、

十五日、夜山村念仏拍物有風流、畠山六郎ユイノ浜合戦人礫ノ鉢ヲ作、又石井風流為明力鬼ヲ仕風情云々、事々比興之風流也、密々見物之、舟津風流勸進僧之鉢作之、

○「看聞日記」応永三十年（一四二三）九月九日条

重陽佳節、珍重々々、御節供如例、抑祭礼前ニ於田向見物、然而依広時事、田向触穢之間、於御所令見物、風流笠等不入門内、拍以下參、雑人群集如例、

○「看聞日記」応永三十二年（一四二五）六月七日条

雨猶不晴、祇園会也、笠風流無指事云々、

「看聞日記」より、次の様なことがわかる。

伏見庄の村々では、正月の「風流の松拍子」、七月孟蘭盆の「念仏拍子物」、八月の桂地藏への「風物拍子物」、九月の御香宮での「風流笠」などがあつた。

京都祇園会に「笠風流」のあつたことも記されている。

十五世紀の京都内外において、正月や孟蘭盆、地藏や寺社の祭礼において、「風流笠や造り物」が造られ、囃すという行為が盛んとなつたことがわかる。

山路興造氏は、「風流踊」（『日本芸能史中世―近世』⁽⁸⁾）の中で、次のように指摘している。

「看聞日記」に見られる応永期の風流には、地域社会に害をなすさまざまな悪霊を追い払う手段として、風流の造り物を悪霊の神座とみなし、囃子によつてはやしたてて地域外に送り出そうという思想に基づいている。

また植木行宣氏も『山・鉾・屋台の祭り―風流の開花』⁽⁹⁾の中で、

風流拍子物は神霊の送迎、なかでも疫神などの災いの遷却を願

うという行為から出た群衆の踊りである。

と、指摘している。

次に「看聞日記」以外の史料を見てみよう。

○「康富記」応永二十五年（二四一八）八月十八日条

御霊祭礼也、去月十八日旅所御出、今日則還御、予已剋異体詣
高倉、七観音欲令同道之处、御霊祭礼風流見物可見之由被語、
官務筭儒等面々令同道、参御霊旅所、次於一条東洞院辺見物了、
ハヤシ物自三所有之、于時未剋許也、自其軀面々令同道詣七観
音、

御霊祭礼に風流が見られ、「ハヤシ物三所よりこれ有り。」と記さ
れている。

○「康富記」応永二十六年六月七日条

祇園神輿三基例式神行、杵山已下風流、四条已下至五条、悉如
例年結構云々、予不見物、淨居庵四条高倉棧敷被構見物云々、
少納言已下不被見物云々、今日甚雨之間、風流無美粧敗、

応永二十六年六月七日、祇園神輿神行と共に鉾山以下風流が催さ
れている。

○「満濟准后日記」（群書類従）応永三十一年六月七日条

祇園会ホコ山等、又内裏仙洞へ参云々、地下人等周章、其費拔
群云々、仙洞様築地ノ上ニ御昇、召次ノ幸正ニ御墨笠被指、此
ホコ共御見物云々、希代御風情、諸人驚目云々、珍事々々、

六月七日祇園鉾山以下が行列したが、仙洞様（上皇）が築地の上か
ら見物したというエピソードが記されている。

○「師郷記」永享九年（一四三七）六月条

七日、晴、祇園御輿迎如例、風流等有之、
十四日、朝間微雨、午剋以後晴、祇園御霊云也、風流以下如例、

○「師郷記」永享十二年（一四四〇）二月十三日条

十三日、晴、今日ハヤシ物参、内裏、已剋許御参内、其後ハヤ
シ物次第参之、先室町殿御分、次管領、次山名、次赤松、次京
極也、色々風流前代未聞事也、自午剋至酉剋、見物参内人々、
関白殿・前右府・右大臣殿・按察大納言・三条大納言・左大将
殿・中御門大納言・四条新中納言・左衛門督・中山宰相中將・
其外雲客少々参云々、

永享十二年二月、参内した「風流ハヤシ物」は、武家によるもの
で、「室町殿御分・管領・山名・赤松・京極」とあるので、將軍・大

名の家臣が催したものである。新年の「風流ハヤシ物」は、地下に見られたが、武家でもこれを催している。

○「康富記」嘉吉二年（一四四三）六月条

七日、祇園社御霊会御輿迎也、神幸如例、梓山已下風流如先々、渡四条大路了、
 十四日、祇園祭礼也、風流梓山笠船等、如先々渡三条大路有也、神幸時、於山名金吾棧敷三條東前、少将并駕輿丁等、与山名被官人及喧嘩、駕輿丁四人被切殺、被疵者多云々、山名方者共被疵云々、依之棄置神輿、駕輿丁等逃失、然間山名方早令退出棧敷間、侍所佐木、令下知小舍人雑色等、以甲乙人、押而令昇入神輿於祇園社之間、属無為分也云々、後日承分、死人之流血懸少将并神輿、言語道断事也云々、

この頃の祇園祭礼は、六月七日に神輿渡御が行なわれ、風流鉾山以下が出て、六月十四日には神幸があり、同じく風流鉾山以下がくり出されている。

時には喧嘩が起っており、嘉吉二年六月十四日には、少将・駕輿丁と山名氏被官人が争っている。

○「康富記」文安六年（一四四九）六月条

七日、祇園祭礼延引也、延曆寺訴訟未落居、仍自山門抑留此祭、

先日比遣神人等、奪取祇園神輿之装束、帰上山門云々、風流等事可抑留之由同相触云々、

十四日、祇園御霊会依延曆寺訴訟未落居、自山門押之神輿之御装束取寄、山門不出之云々、応永廿二年延引之後無是例歟、

文安六年六月の祇園祭礼は、延曆寺が訴訟して風流を禁じたため中止されている。

○「師郷記」享徳二年（一四五三）六月条

七日、祇園御輿也、風流・梓山皆参室町殿、十四日分大略今日沙汰之云々、予参前左府御棧敷高野司内々見物之、堅固密々被構之了、前内府・三位中将殿同令出給、今日、風流、内裏東・仙洞御前等渡之間、内々御見物歟、
 十四日、祇園御霊会也、去七日風流残分有之云々、神幸以前、小将并駕輿丁与畠山被官人、於冷泉東洞院喧嘩出来、駕輿丁被疵者多云々、仍入夜亥剋許神幸云々、

享徳二年六月の祇園祭礼は、六月七日に風流・鉾山以下皆が室町殿に参上したという。

六月十四日には残りの風流が行なわれたが、この年にも、少将・駕輿丁方と畠山被官人の喧嘩が起っている。

○「康富記」応永二十九年（一四三二）六月条

七日、祇園御輿迎也、如例御旅所御出也、梓山已下風流言語道断尽美了、室町殿無御見物云々、

十四日、祇園祭礼也、神幸如例、梓山船已下風流尽美如例年、渡三条大路了、室町殿於細川京兆屋形有御見物云々、風流之山笠共少々依仰内裏マテ推之云々、

十五世紀の洛中においては、何といつても祇園社祭礼の「風流造り物」の隆盛である。その「風流造り物」の最たるものが、鉾・山・船以下の「風流造り物」であった。

祇園社祭礼の定例は、六月七日に御輿迎への行事、六月十四日に神幸の行事であったが、次第に鉾・山・船以下の「風流造り物」を伴うようになって行った。

このような記事は、十五世紀の日記類、「康富記」をはじめ、「満濟准后日記」・「師郷記」に同様に見られる。

一方、洛中洛外の諸社の祭礼にも、同様に「風流造り物」とそれをやし立てる「風流はやし物」が見られるようになる。

例えば、「康富記」応永二十六年（一四一九）四月二十五日条には、次の記事がある。

○「康富記」応永二十六年（一四一九）四月二十五日条

今日嵯峨祭也、阿多胡神輿今度新造、仍今日神行、二其 其外風流

言語道断、尽美尽善、見物貴賤及一二人云々、動騒無是非、于二階外史密々見物、高倉人々同見物云々、糸毛鎧者武者千人渡大路了、其外虫々興戲不遑毛拳、

嵯峨祭に愛宕山神輿とともに「風流」が催されている。これらの「風流」は、「風流造り物」と花傘などをつけた「風流踊」が想定できるとみる。

このほか、「師郷記」嘉吉二年（一四四二）三月二十一日条には、今日稲荷御輿迎也、風流結構云々、

とあり、稲荷社の御輿迎へにも「風流」があったという。

また、「康富記」文安五年（一四四八）五月九日条には、

今宮祭也、今年結構風流
等存之云々 神幸等如例云々、

とあり、今宮祭にも「風流」が見られる。

「康富記」享徳二年（一四五三）七月十八日条では、

御霊祭御輿迎也、風流神幸如例、

とあり、御霊社祭礼にも「風流」が見られる。

このように祇園社以外の洛中洛外の諸社においても、祭礼に「風流造り物」が繰り出されたり、花傘の行列があったと推定できる。

十五世紀後半以降の京都では、「風流はやし物」や「風流念仏」・

「風流踊」に関する史料が多く見られるようになる。

「山科家礼記」には、次のような記事が見られる。

○「山科家礼記」文明九年（一四七七）

七月二十四日、浜二地藏はやし物也、

七月二十五日、浜二又はやしもの、予・彦二郎かやねにて見物也、

七月二十六日、浜二今もさいいのほりより、はやし物さた候也、

山科の山科川の浜で風流はやし物（拍子）が行なわれている。

「十輪院内府記」文明十五年（一四八三）七月二十八日条では、

入夜有拍子物云々、

とあり、十五世紀後半には、「風流はやし物」の記事が見られるようになる。これは、単に風流造り物の鉾・山・船以下をくり出す行為よりも、風流踊のはやし物を指すものと考えられる。すなわち町々や村々では、民衆が風流踊を催しはやし立てる行為によって神霊・仏霊を送り出したものと考えられる。その多くは盃蘭盆のあの時期であり、念仏を伴うとも考えられる。

○「言継卿記」天文二十二年（一五五三）七月二十日条

近所室町衆風流今日之様風聞之間、清涼殿御大工伴二郎召寄、禁裏へ可参之由申付、然處延引之由申之、総別京中今日迄延引之由風聞、子細有之歟、内々仰之間、如此之様長橋局迄参申候了、

同二十一日条

自下京風流上之間、門前へ罷出見物了、風流禁裏へ参之間、祇候見物、紅葉狩之心也、入破躍無之、只渡物也、

十六世紀後半の盃蘭盆の「風流踊」の記事が多く見られるのは、「言継卿記」である。

天文二十二年七月、京中の風流踊が、禁裏へ参上している。七月二十日には、室町の風流踊が行なわれ、禁裏参上が山科言継から、町衆の一人清涼殿大工伴二郎にもちかけられている。七月二十一日には、下京の風流踊が禁裏へ参上、「紅葉狩」の様相の行列があったらしく、「入破踊」は行なわれなかったと記されている。

○「言継卿記」永祿二年（一五五九）七月二十日条

一、今夕従大覚寺殿武家御所へ風流御返有之云々、仍広橋垂相・予・内蔵頭等令同道、西下刻参、妙覚寺見物了、亥刻帰宅了、築地杵躍、若衆躍二・西王母・唐船・高砂・入破三番・狂言二番等有之、頂燈呂七八十有之、

永祿二年（一五五九）七月二十日には、大覚寺門跡の催した風流踊が、武家（足利義輝）御所へ参上したと記される。大覚寺近辺の民衆が動員されたのか、極めて大規模な風流踊であった。「筑地杵躍」・「若衆躍」・「西王母・唐船・高砂・入破三番」の能、それに狂言が行なわれたとある。それら芸能の仮装をした人々が行列し

たのであろうか。さらにこの時「頂灯呂」七・八十が行列をなしたとあり、「灯呂踊」もあったことがわかる。

○「言継卿記」永祿二年（一五五九）七月二十二日条

今晚自近衛殿々下武家へ風流之間、沢路隼人佑申付進之、晚頭予・内藏頭等二条妙覚寺へ参見物了、驚目者也、四躍有之、頂燈呂之衆百廿人、其外種々出立共以上二百余人有之、

永祿二年七月二十二日の近衛殿配下の風流踊でも、「四踊」・「頂灯呂」が行なわれ、頂灯呂の衆百二十人、その外の人々を合わせて二百余上、武家御所へ参上したとある。

○「言継卿記」永祿二年（一五五九）七月二十六日条

申下刻妙覚寺へ参、今晚自伊勢守風流云々、戌刻有之、先松之下之カヒコ有之、次砧踊・尺八・ネガイ・ヘウタン・四躍有之、次クレハノ入破、次狂言、次養老、二番有之、三百人計有之、見聞驚耳目者也、

同じく永祿二年七月二十六日には、伊勢氏の催した三百人余の「風流踊」が妙覚寺で行なわれている。

○「言継卿記」元龜二年（一五七二）七月条

十六日、近所六町衆踊有之、見物了、

十七日、今夜武家奉公真木島興行踊、禁裏北御門拔通之外にて四踊有之、灯呂七十三有之云々、種々結構共不及筆舌也、從竹内殿御門之上見物之、

十八日、夜半計一条室町之踊来、見物了、

元龜二年七月、山科言継は、近所六町衆が風流踊をしたこと、將軍奉公衆の真木島氏が四踊を興行したこと、一条室町衆の風流踊があったことを記している。

○「言継卿記」元龜二年七月二十五日条

今日上京躍武家へ参之由有之間、巳刻参武家、南之楯へ御成、御傍に候見物之、先一条室町以下雪躑躅等也、次西陣町興田栽、座頭上等、第之次立売薦僧尺八、以下見事次絹屋町小川鐘鑄以下入破三番通明寺西王殿見事黒等也、各結構金銀、金欄、段子、唐織等織物、紅梅、綺羅を尽す、先代未聞也、

最も華やかで盛大な風流踊を催したのは、元龜二年（一五七二）七月二十五日に行なわれた上京衆による武家（足利義昭）御所への参上である。

一条室町衆以下が「雪躑躅等」、西陣衆が、「田栽・座頭等」、立売衆が「薦僧」、絹屋町小川鐘鑄衆以下が「入破三番等」の風流踊を催

し、そのいでたちは、「金銀・金欄・段子・唐織織物・紅梅、綺羅を
尽す」ものであったと記されている。

(二) 和泉の風流

十六世紀の和泉国における風流について、「政基公旅引付」に詳しい記述がある。

文亀元年（一五〇二）春、京都から和泉国日根庄入山田村に移住した前関白九条政基は、村人の生活をまのあたりに見た。

日根庄の村人は、戦乱に疲弊し、さらに旱魃による飢饉や疫病に苦しむ生活をしていた。

しかし、村社滝宮の祭礼や盂蘭盆の行事には、「風流念仏」などを催している。

○「政基公旅引付」文亀元年（一五〇二）七月十一日条

入夜槌丸地下衆風流念仏推参堂前了、

○「政基公旅引付」文亀元年七月十三日条

今夜船淵村之衆風流念仏又来堂之庭、念仏以後尺種々風流、田舎之土民所行可為比興哉之由、成其覚之処、各能作、云風情云言詞不恥都之能者、条々故実以下不可恐有穢之輩、逸興相催了、

○「政基公旅引付」文亀元年七月十五日条

入夜月明、供水之儀如昨日、菖蒲村之衆念仏風流等参堂之庭、尽風情了、甚有其興、次又大木之衆致風流了、去十三日船淵之衆二遣酒肴之代、今日又如此之処、不遣者同シ村也、無面目可存之由長盛令申沙汰、又大木・菖蒲両村二各百足宛遣折紙、終夜之興可云為珍重哉、今夜風流之子細ハ、明日十五日四ヶ村ヨリ依立願瀧宮へ入山田之可沙汰風流也、然者御本所御座之間、先可申御本所也、爰明夜参者件宮へ参仕之次に申本所二相当之条、今夜先所推参也云々、神妙々、

○「政基公旅引付」文亀元年七月十六日条

瀧宮へ風流、月昇山頭以後参仕之条、又号習、於堂之庭大木村之衆沙汰風流、今夜槌丸之人数小々相加云々、各能作希代々、社頭へハ槌丸・大木二村立合、又菖蒲・船淵二村立合云々、後聞船淵之衆ハ風流ハヤシ以後、式三番之後、鵜羽一番沙汰云々、誠柴人之所作希有能立也、皆見物之者等驚耳目云々、

○「政基公旅引付」文亀元年八月十三日条

今日入山田四ヶ村於瀧宮船淵之雨喜之風流、大千之時雨乞、降雨之後此作法恒規也、上二ヶ郷ハ絹ノ旗、下二ヶ村ハ紺之旗也、風流尺種々興、相撲以下社頭之儀式甚逸興云々、此儀卅七年以来当年沙汰之地下以外大儀云々、中剋許二槌丸・大木両村之風流

先來此宿尽種々興、則參社頭、丑剋二社頭之儀事終云々、然而事終テ雨又下、神慮之佳瑞甚嚴重也、

「政基公旅引付」は、文龜元年（二五〇一）から永正元年（一五〇四）に、和泉国日根庄に滞在した前関白九条政基の日記である。そこには、日根庄入山田村の土丸・大木・菖蒲・船淵の四地域の村民の「風流」が記されている。

文龜元年七月の孟蘭盆の「風流」については、念仏風流について、「田舎之士民の所行比興たるべき哉。」と記している。また村社滝宮への風流ハヤシ以後に「式三番の後、鶉羽うのは一番の猿樂」が村民によって上演されている。

文龜元年八月には、雨乞のあとの「雨喜びの風流」が入山田四ヶ村によって、村社滝宮で行なわれている。「雨喜びの風流」には、白と紺の旗をなびかせ、そのあと相撲以下社頭の儀式が行なはれていく。

(三) 南都の風流

南都興福寺の大乗院門跡であった経覚と尋尊がそれぞれ遺した、「経覚私要鈔」と「大乗院寺社雜事記」には、十五世紀の南都における風流の記事が豊富に存在する。

南都の風流は、古代以来の南都の芸能と京都の風流の伝播により

発展したものと思われる。

その際、南都の芸能「延年・田楽・猿樂」が基盤になっていることに、大きな特質がある。

○「康富記」応永二十四年（一四一七）九月条

三日、今日室町殿自南都御上洛云々、此間於南都、延年、猿樂、田楽等有之云々、

四日、去月於南都、増阿田楽之時、室町殿近習棧敷簾ヲ切破テ見田楽間、自御所、以使者、皆々近習達被追立云々、武家公家近習者也、其外南都衆徒等少々同在彼棧敷云々、雖然同被追立者也、

応永二十四年（一四一七）九月、將軍足利義持の南都巡礼が行なわれた。

「康富記」は、「此の間南都に於いて、延年・猿樂・田楽等これ有り。」と記している。

室町期の南都では、延年・猿樂・田楽等の芸能が脈々と受け継がれていた。また郷村の祭礼に、猿樂や田楽が催され、南都の四座猿樂や本座田楽が発展していった。

足利義政は、寛正六年（一四六五）九月に南都に巡礼した。

九月二十一日、將軍の奈良下向があり、その夜、延年で歓迎している。さらに、二十三日夜も延年、二十五日には四座猿樂が、將軍

のために催されている。二十七日には、春日社祭礼が行なわれ、延年があり、二十八日には後日猿楽が行なわれた。南都では將軍御見物にあたり、南都の祭礼と芸能で歓迎し、九月二十九日將軍は上洛した。

○「経覚私要鈔」文安四年（一四四七）七月条

十四日、一、一族以下風流為之、又自鹿野苑風流為之来了、十五日、一、当所矢負共風流為之来了、生食之所也、佐々木乗馬頗有興者也、夕又自鹿野苑矢負共風流為之、其躰猿楽也、有興有感、衆人群集了、

文安四年（一四四七）七月、南都古市郷で行なわれた「風流」は、古市氏および鹿野苑氏配下の武士らが演じるもので、平家物語の宇治川の先陣を模した「生食之所也、佐々木乗馬頗る興有る者也」の「風流」があったという。また「猿楽」を模した「風流」もあったという。

十五世紀の南都、特に古市郷において、「風流」が盛んに催されたことを「経覚私要鈔」から知ることができる。これらの「風流」は、「風流造り物」と「風流踊」を基本とするが、猿楽・田楽・延年等を含むものであった。

○「経覚私要鈔」宝徳二年七月条

十五日、一、自古市少風流ヲ沙汰来了、（古市少風流也）十六日、西下刻 一、又自古市風流沙汰来了、（古市風流也）子息所行云々、綱引、雪マロハカシ、色々売物共、続句有笠ヲトリノ躰也、一、為報笠自是風流ヲ沙汰遣古市了、先為行者馬上、（古阿長立帽子衆）次色々売物、次笠ノ下ニ龍守・如意賀以下直垂・大口者共濟々、次ヤツハチ打金正打之、次師子舞春宮・乙松兩人舞了、自古市遣清憲坊了、於清憲坊者、出酒進之云々、

サキヤ子舞之ニキキテ舞之

次猿楽（エホシニ織物ヲ着大口ヲ）・□□以下在之、ハヤシ手ハ猿楽也、兩三在之、次延年、先仕丁八人、（赤衣ニ着）次弁大衣四人、（長靴方ヲ持）アシタ、次遊僧四人、管絃者十人計、各衣褰頭、次夫催、（おもむ）次兒催（掃州）

宝徳二年（一四五〇）七月、南都古市郷で催された風流は、頗るバラエティに富んでいる。風流行列には猿楽や延年が含まれている。七月十六日の風流の行事には、綱引きも行なわれている。そのあと、「雪マロハカシ」や「色々売物共」が出て、笠踊りが行なわれた。「雪マロハカシ」は雪ダルマを形どった仮装と思われ、売物共は、商人の行列、風流踊そのものは、笠をつけた郷民が行なったと思われる。

七月十八日には、二人の棒持、二人の鷲舞が出て、その後猿楽衆の行列が出ている。その次には、仕丁八人・弁大衣四人・足駄・遊

僧四人・管絃者十人計が延年を催したとある。「風流踊」に加えて、延年や猿楽・田楽等の行列が催される所が、十五世紀南都風流の特色である。

○「経覚私要鈔」長祿二年（一四五八）六月十四日条

有祇園会、山舞車等也、山風流、網鬼手切タル所也云々、於中御門門両寺之僧見物之、

長祿二年六月十四日、転害祇園会が行なわれ、山舞車が出ている。

「山風流」の造り物は、渡辺綱が鬼の手を切った様子が、造り物となっていた。山に造り物を形とったものが「山風流」と呼ばれている。

○「経覚私要鈔」長祿二年七月条

十五日、一、自古市城風流来了、有筥、其鉢雖為行又一興也、春藤以下成風流衆了、是畑以下若者同伴了、十六日、一、入夜卒都婆堂者共令風流来了、先有筥、次鷲二人舞之、次延年之儀歟弁大衆三人裏頭衣、次夫催、次催兒歟、次葉杖四人、次遊僧舞一人、白拍子、次童舞、納蘇利志歟、其後ヲトリ也、

長祿二年七月十五日には、古市城より古市氏配下の武士達による「風流」があった。翌十六日の卒都婆堂の人々による「風流」も、極

めてバラエティに富んでいる。筥踊りや鷲舞があり、大衆三人の裏頭衣による延年舞があった。白拍子を舞う遊僧婆の者や、納蘇利を舞う童舞があり、その後には「風流踊」の一団が続いた。

古市郷近辺で隆盛した「風流」は、「風流踊」や「風流念仏」を基本とするものであったが、「風流造り物」を行列に加え、延年や田楽・猿楽を模倣した芸能も行なわれている。

○「経覚私要鈔」長祿二年七月十八日条

一、今日延命寺・北口者共可有風流之由申之間、別当僧正可被見物歟之由、以木阿申遣之間、則被来、未刻風流年明寺也来、室舟波房重慶、エホシ、腹巻、大口寄之、今日風流兵衛情之也、其跡筥、鐘・大鼓等林手三十三人、次文殊飛馬童子脇ニ在之、次タンケリ、次師子無之、次能者十番切舞之、ウタイテ五六人在之、頗如猿楽、可謂見事、又申下刻北口風流来、梗概如延命寺、但能四五番沙汰了、一、入夜市庭ヨリ風流来、網鬼手切タル所也、橋作之ヲトリ念仏、有筥、同鉢也、次又自南口風流来、鎌倉殿大仏詣所也、泉小次郎橋ヲ引所、有筥、ヲトリ念仏同、

長祿二年（一四五八）七月の古市郷の「風流」は、七月十五日、古市城より古市氏一族郎等が演じた。古市春藤丸以下が「風流」を為し、安位寺経覚の側近である畑経胤以下の若党が同道したという。

七月十八日には、古市郷内の延命寺・北口から「風流」がくり出

し、大乘院尋尊も見物している。猿楽や笠踊りが演ぜられている。市庭や南口の風流では、渡辺綱の鬼退治や鎌倉殿大仏詣・泉小次郎の故事等の仮装が行なわれている。

○「経覚私要鈔」寛正三年（一四六二）七月条

十六日、一、戌半刻風流在之、先ハウ持有画、燈爐燈ヲカツキツレテ二十余人在之、有笠ヲトリ也、サ、ラ以下ノ衆也、

次田楽八人上ハ色官傘赤衣タテ下ハ良俊以下盛・古市若党等在之、笠ハ指買也、社家以下借用云々紙ニテ張了、力玉刀印盛取之、風情サナカラ田楽也、タカアシハ高尾在之、然而不乗置計也、中門口打之、一二反廻テ東ノキハニ連居、ヲトリノ衆ノ前也、

次雪丸作之紙ニテ勢分テタカサ丸サ人一人内ニ在之、番頭衆、畑男・古市春藤・与三・弥三郎以下十人計在之、古市小者能声者共、ナラノ在家者、古市下人以下在之、大口上ニ少袖着之、ツ、ミ大鼓在之、自雪内小兒大口着之、上少袖也、雪ノ精也、舞了、次二番舞之、今二番所望之、共以此兒舞了、退散之時又ヲトリ在之、芸能優美也、衆人成群了、事了有一献、僧正其後被帰了、而俄雨下之間、定如入水歟、

「経覚私要鈔」寛正三年七月十七日条は、南都古市郷の風流を詳細に記録している。

面をつけた棒持、灯炉をかざした行列のあと、笠をつけた「風流

踊」、ササラを打つ衆が続いている。その後田楽衆が芸能を披露する。次に「雪丸」と称する張り子の雪ダルマをかぶった人々、鼓を打つ人々、雪の精の舞を舞う少年が続いた。それぞれの芸能は優美で、衆人群を成したと記している。これらはいずれも古市氏配下の人々と郷民が演じている。

「大乘院寺社雑事記」も「経覚私要鈔」と同時代の十五世紀中頃から後半の南都における「風流」について記している。

○「大乘院寺社雑事記」長祿二年（一四五八）七月十八日条

於古市念仏風流在之、予安位寺殿ニテ見物了、一風流ハ延命寺、一、ハ北口云々、今夜又南口、市ハ同可有其沙汰云々、

○「大乘院寺社雑事記」寛正五年（一四六四）七月十四日条

奈良中辻子念仏止之、不吉事哉、冷然無極、於風流者尤可停止歟、如大訴動座之例也、不吉々々、

○「大乘院寺社雑事記」文明五年（一四七三）七月条

十五日、念仏風流在之、為御覽禪閣渡御、門跡衆一風流、御宿衆一風流、十六日、風流行向古市、門跡衆并御宿衆、

十七日、自古市風流於門跡在之、種々芸能之内古市胤榮自身成大黒者也、非一其興者也、門前兵士・上下北面若衆并吉田道祐、沙汰衆中坊懷尊、

○「大乘院寺社雑事記」文明元年（一四六九）七月十四日条

奈良中念仏自衆中止之、来月撲揚講就執行、順円・舜善内々致計略故也、下臈分中内々及風流之沙汰故也、童部等一向不立音、且不吉次第也、七十余歳物云、未曾有事云々、不吉凶知事也、是併六方衆自不足興了、念仏風流事一切不可及其沙汰事也、地下人迷惑不大方事也、

○「大乘院寺社雑事記」文明十一年（二四七九）六月十四日条

東大寺祇園会在之、押上郷与中御門郷車先前相論故、雖令用意舞車一向不押之、今少路郷山計押出、風流如例事出来、見物衆両三人被殺了、負手故輩在之云々、俄古市等馳上、先次無殊子細歟引退了、

○「大乘院寺社雑事記」文明十五年（二四八三）七月十五日条

大安寺室勧進云々、ヲトリ念仏在之、奈良中ヲトリ一向止之、六方衆下知云々、

○「大乘院寺社雑事記」文明十六年（二四八四）七月十七日条

盆踊事自六日奈良中止之、白毫寺・大安寺等止之了、今夜古市大風流也、此間連夜念仏踊也、奈良中上下為見物行向云々、

○「大乘院寺社雑事記」文明十六年七月二十日条

今夜古市より今市へ風流大儀也云々、此三四夜ハ夜々風流也、方・学侶衆罷下見物云々、大安寺・辰市・白毫寺辺ニ至、自六方念仏風流止之、然而古市大風流共在之、不相支之、無力見物衆剩有之云々、

明応五年（二四九六）以降、「大乘院寺社雑事記」の筆者尋尊の老衰によって、記録は乏しくなる。しかし、毎年のように孟蘭盆の「風流念仏」と転害祇園会は行なわれていたことが、記されている。

南都における「風流」の伝統は、この二つの行事に伝流して、近世を迎えて行つたものと推察できよう。

以上のように、「経覚私要鈔」・「大乘院寺社雑事記」によって、十五世紀大和における「風流」の実態を見ることができるといえる。「風流」は、奈良転害祇園会にも見られるが、京都祇園会の影響も見られる。

南都で特色あるものは、古市氏城下古市郷での盆風流である。大乘院の前門跡安位寺経覚も居住して、古市郷はいわば南都文化の拠点であった。その影響は、大和の在々所々へも見られる。孟蘭盆の「風流」は、念仏踊を中心として、「風流造り物」や「田楽・延年・猿楽を取り入れた仮装や芸能」も見られる。田楽・延年・猿楽という芸能が、「風流踊」の仮装や芸能の中に取り入れられていることが、南都における室町後期「風流」の最大の特徴である。

田楽・猿楽・延年は、南都の大本社で醸製され、南都の伝統芸能として発展・継承されていた。従って「風流造り物」や「風流踊」

の中に、その芸能要素が組み込まれたのである。

四、結び

以上、文献資料によって、「風流」の成立と変遷を見て来た。

「風流」は、十一世紀末から十二世紀初頭にかけて、衣服の善美・馬・車等への装飾美、趣向をこらした細工物への賛美の意として用いられ、次第に田楽や散楽の衣裳や芸能を「風流」と称すようになって行った。

十四世紀になると、風流笠や山・鉾を典型として「風流造り物」が造られ、これらを囃す行為が行なわれる。

十四世紀京都の祇園祭礼において、「作山風流等」と呼ばれる段階になると、「風流造り物」とこれを囃す行為が、「風流」という概念で理解されている。

やがて京都内外において、祭礼の中で行列をなす時、「風流造り物」に神霊や悪霊を迎え、これを囃す行為が一般的となって行った。

十五世紀の京都・奈良・和泉等において、「風流念仏」や「風流踊」という行為が盛んになる。「風流笠」や「風流造り物」を身につけて、念仏を唱えたり、踊ったりする行為が、「風流念仏」や「風流踊」と呼ばれている。

以上、文献資料によって「風流」の成立と変遷を見て来たが、「風流」が、華麗な衣裳や仮装をもって、芸能を演ずる行為を指す「概

念」として、最も隆盛したのが、中世後期の畿内であるといえよう。

註

- (1) 林屋辰三郎氏著『中世芸能史の研究』（岩波書店、一九六〇年）。
- (2) 松田修氏著『日本芸能史論考』（法政大学出版局、一九七四年）。
- (3) 井上満郎氏「やすらい花の芸能」（『日本芸能史』第二卷第二章、法政大学出版局、一九八二年）。
- (4) 植木行宣氏「田楽の村」（『日本芸能史』第二卷第四章、法政大学出版局、一九八二年）。
- (5) 前掲註(3) 参照。
- (6) 前掲註(3) 参照。
- (7) 神田より子氏「延年」（『講座日本の演劇3・中世の演劇』、勉誠社、一九九八年）。
- (8) 山路興造氏「風流踊」（『日本芸能史』第四卷第一章、法政大学出版局、一九八五年）。
- (9) 植木行宣氏「山・鉾・屋台の祭り―風流の開花」（白水社、二〇〇一年）。